

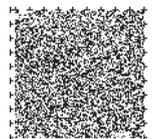
第5期
古河市障害福祉計画

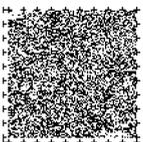
第1期
古河市障害児福祉計画



平成30年3月

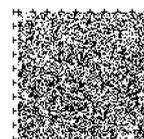
茨城県古河市



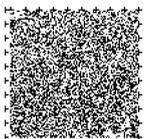


目 次

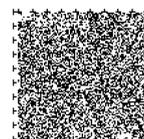
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	5
3 古河市障害者基本計画との関係	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	7
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 基本理念	11
2 基本的な方針	11
第3章 障がい児・者を取り巻く状況	13
1 古河市の人口推移	15
2 障がいのある人の状況	17
(1) 身体障がい児・者の状況	17
(2) 知的障がい児・者の状況	19
(3) 精神障がい児・者の状況	21
(4) 発達障がい児・者の状況	23
(5) 難病患者等の状況	24
3 障害福祉サービスの利用状況	26
(1) 障害福祉サービスの利用者の状況	26
(2) 障害福祉サービス決定者・利用者の状況	27
(3) 障害別障害支援区分決定者の状況	29
第4章 障害福祉計画	31
1 成果目標	33
2 障害福祉サービス	36
(1) 訪問系サービス	37
(2) 日中活動系サービス	41
(3) 居住系サービス	45
(4) 相談支援	47

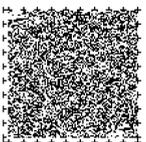


3	地域生活支援事業	49
	(1) 理解促進・研修啓発事業（必須事業）	49
	(2) 自発的活動支援事業（必須事業）	50
	(3) 相談支援事業（必須事業）	51
	(4) 成年後見制度利用支援事業・ 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）	52
	(5) 意思疎通支援事業（必須事業）	53
	(6) 日常生活用具給付等事業（必須事業）	54
	(7) 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）	56
	(8) 移動支援事業（必須事業）	57
	(9) 地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）	58
	(10) その他の事業（任意事業）	60
4	地域福祉事業	62
	(1) 事業内容	62
	(2) 地域福祉事業の達成状況	62
	(3) 地域福祉事業の見込量と確保方策	63
第5章 障害児福祉計画		65
1	成果目標	67
2	児童福祉法に基づくサービス見込量と確保方策	68
	(1) 事業内容	69
	(2) 平成29年度の達成状況	69
	(3) 見込量と確保方策	70
第6章 計画推進のために		73
1	計画達成にむけた推進体制	75
2	計画達成状況の点検・評価	76
資料編		77
1	障害者総合支援法第88条	79
2	児童福祉法第33条	80
3	古河市障害者自立支援協議会設置規則	81
4	古河市障害者自立支援協議会委員名簿	83



第 1 章 計画策定にあたって





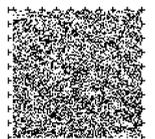
1 計画策定の背景と趣旨

平成18年に施行された「障害者自立支援法」（平成25年4月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正）により、市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）の策定を義務づけられ、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を地域の実情を踏まえて提供できるよう、成果目標を定めるとともに、障害福祉サービス等の見込量及びその見込量確保のための方策を定めることとされました。

本市においては、平成18年度から平成20年度までの第1期から、平成27年度から平成29年度を第4期とする障害福祉計画を策定し、障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

第5期障害福祉計画は、第4期障害福祉計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成32年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策等、本市における障害者施策の一層の充実を図るために策定するものです。

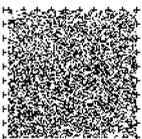
また、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の改正により、障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するための障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、第1期障害児福祉計画は第5期障害福祉計画と一体としての策定することとします。





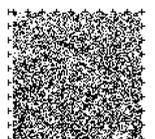
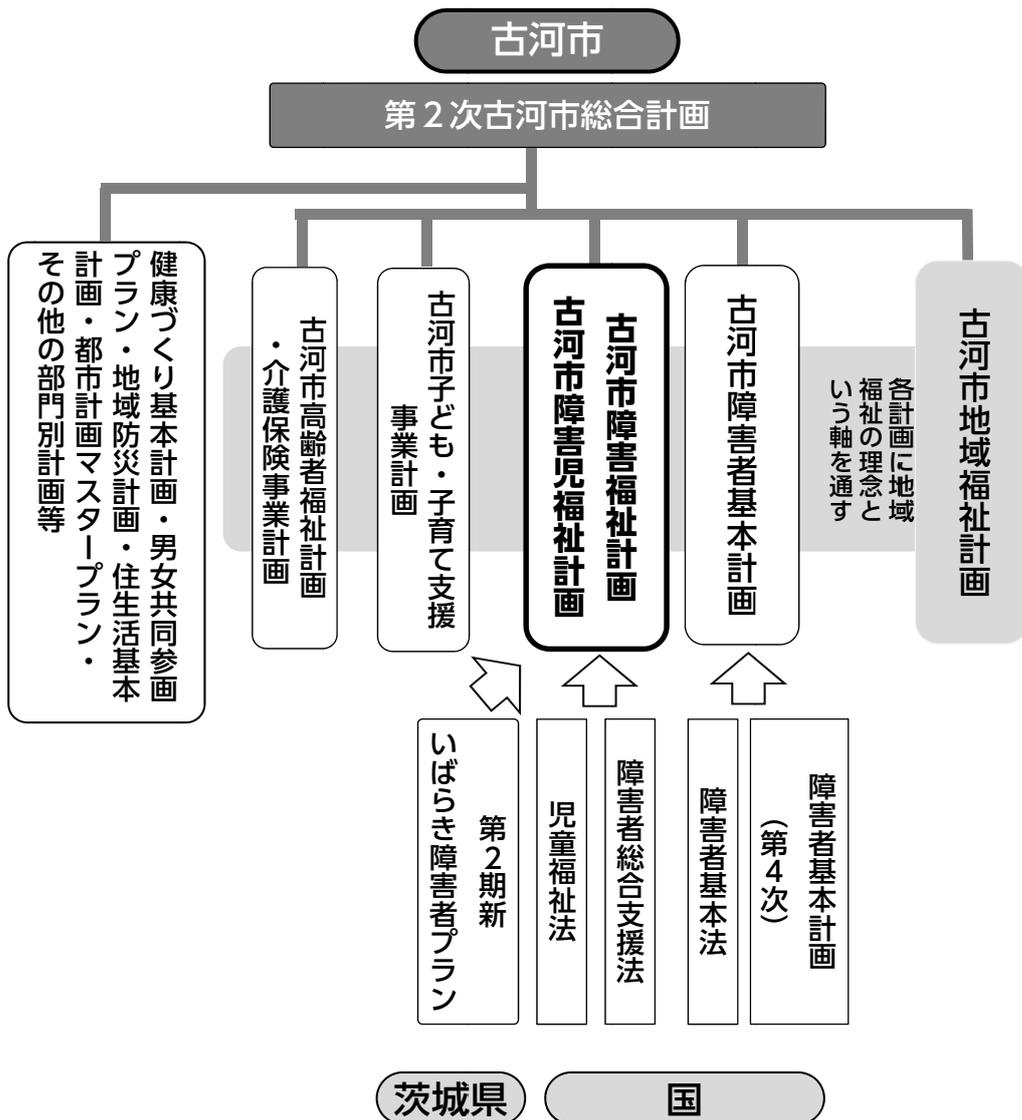
■障害者施策の主な動向

- 平成 18 年 障害者自立支援法の施行
障害者雇用促進法の改正
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行
- 平成 19 年 重点施策実施5ヶ年計画
- 平成 23 年 障害者基本法の一部改正
- 平成 24 年 障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する法律の施行
- 平成 25 年 障害者総合支援法の施行
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の制定
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正
- 平成 27 年 難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行
- 平成 28 年 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行
成年後見制度利用促進法の施行
発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行
- 平成 30 年 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正



2 計画の位置づけ

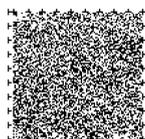
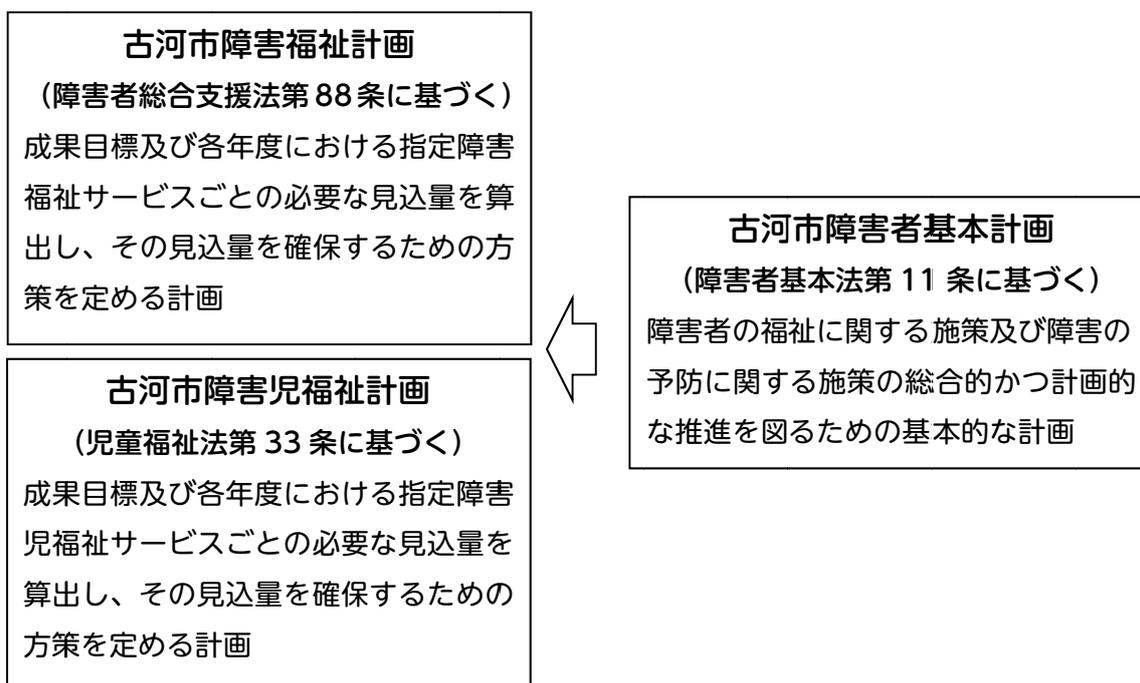
障害福祉計画は「障害者総合支援法」第 88 条、障害児福祉計画は「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づき、策定を義務付けられた法定計画です。国の基本指針に即しながら、茨城県の「第 2 期新いばらき障害者プラン」及び「第 3 期古河市障害者基本計画」との整合を図り策定されるものです。





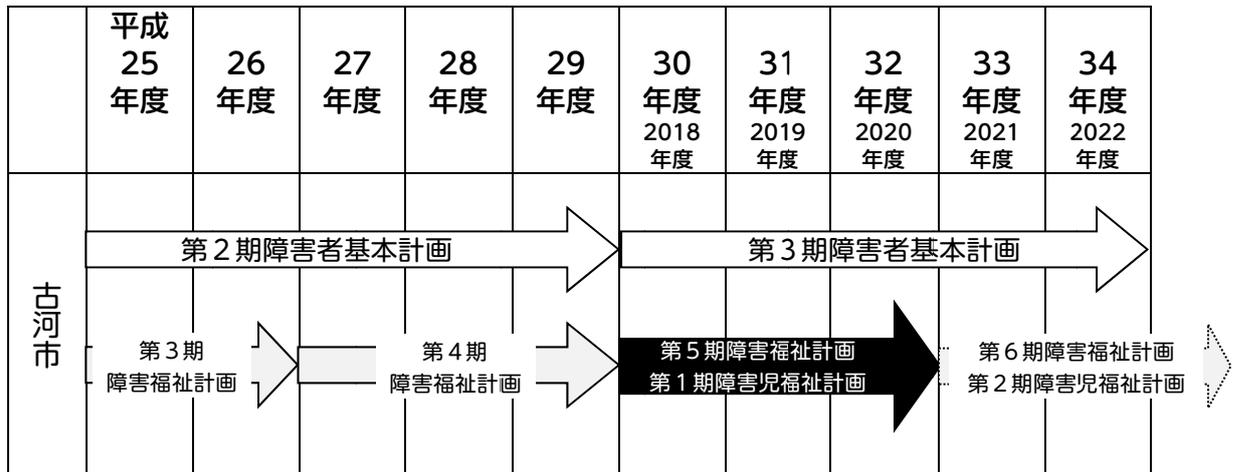
3 古河市障害者基本計画との関係

「古河市障害福祉計画」は障害者総合支援法、「古河市障害児福祉計画」は児童福祉法に基づき、年度ごとにサービス提供の見込量と確保方策を明らかにする計画であり、障害福祉に関する基本的な施策全般を対象とした古河市障害者基本計画の実施計画といえるものです。そのため本市の障がい児・者福祉施策は、これらの計画をもとに推進します。



4 計画の期間

障害福祉計画は3年を1期として策定することとされており、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間として策定します。



5 計画の策定体制

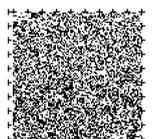
この計画は、市民のニーズや意見を計画に反映していくため、一般市民や障がいのある人、障害福祉サービス事業者を対象としたアンケートや障がい者関係団体等へのヒアリング調査、素案策定後のパブリックコメントを実施することで、市民と行政の協働により策定作業を進めました。

(1) 古河市障害者自立支援協議会

「障害者総合支援法」第88条により、障害福祉計画策定にあたっては障がい者その他の関係者の意見を聴くこととあり、障害児福祉計画も障害福祉計画と一体のものとして作成するため、古河市障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）のメンバーにより、審議・検討を行いました。

(2) アンケート調査及びヒアリング調査

市民（無作為抽出による1,000人）や障がい児・者（無作為抽出による障がい者1,150人、障害児相談支援利用者200人）、障害福祉サービス事業所等

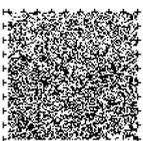
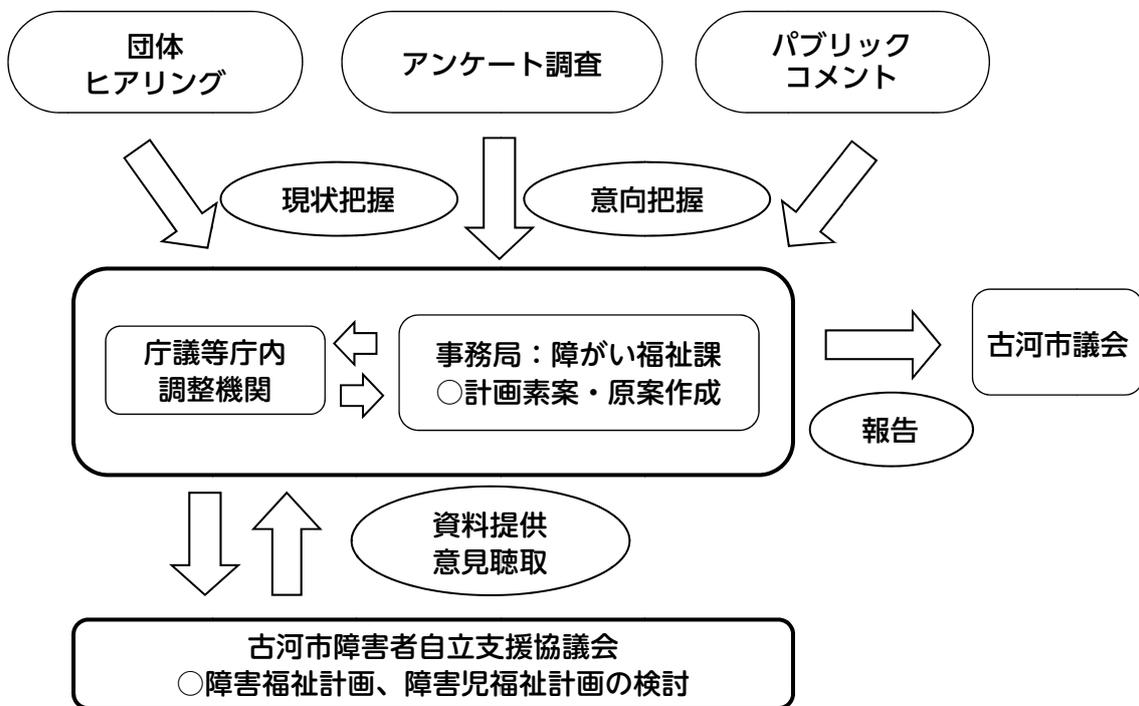




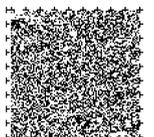
(市内 58 カ所、市外 2 カ所) へアンケート調査、障がい者関係団体（身体・知的・精神）や障がい児関係団体（学校関係）、就労関係機関等へのヒアリング調査及び意見・要望書による調査（以降、「団体ヒアリング」と言う）を実施することにより、計画を策定するうえでの基礎となる、本市における障がいのある人の現状把握や、これからの課題の発掘などを行いました。

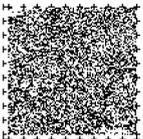
(3) パブリックコメントの実施

誰もが計画策定に参画できる場を提供し、幅広い市民の意見を計画に反映するために、パブリックコメントを実施しました。



第2章 計画の基本的な考え方





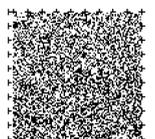
1 基本理念

「第5期古河市障害福祉計画及び第1期古河市障害児福祉計画」は、障害者基本法に基づく「第3期古河市障害者基本計画」の基本理念を共有し、「障がいのある人もない人も、ともに心豊かに安心して暮らせるまち」「古河市」を目指して、計画の推進を図ります。

2 基本的な方針

第4期障害福祉計画の進捗状況等の分析・評価を行い、課題の整理、これからの取組み等を踏まえながら、国で掲げる「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下基本指針という。)」の基本的理念に基づき次の5点を方針として計画を策定します。

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援



① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

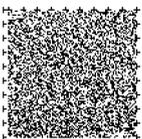
地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組等を計画的に進めます。

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

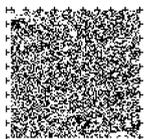
障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援の充実を図ります。

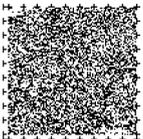
また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(方針内容は基本指針より抜粋)



第3章 障がい児・者を取り巻く状況





1 古河市の人口推移

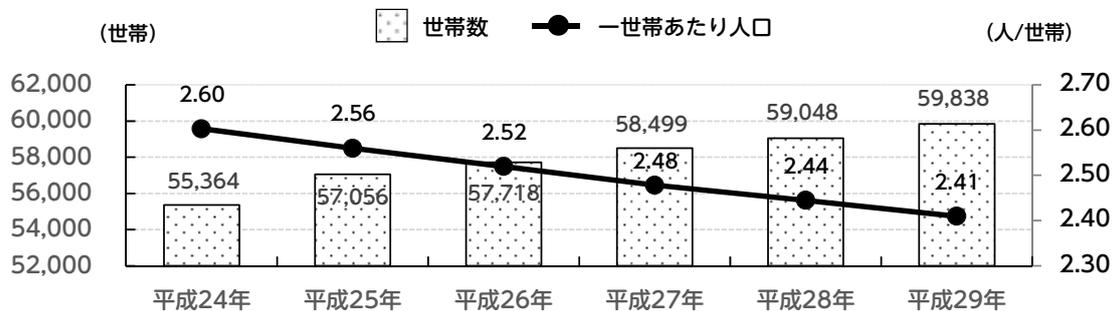
古河市の人口は、平成24年7月に外国人登録者も算入したため、平成25年は増加したものの、平成25年以降は毎年500人程度減少しています。

また、世帯数は年々増加傾向にあり、世帯当たり人員は減少し、小家族化が進行しています。

■古河市の人口推移

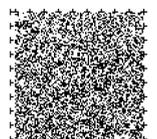


■古河市の世帯数、世帯当たり人員の推移



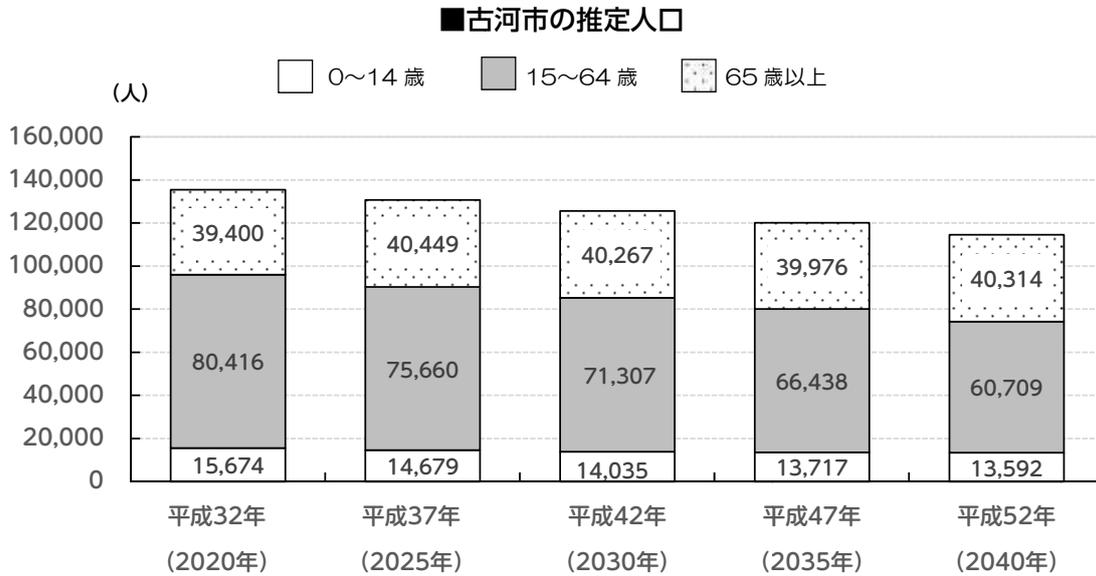
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口(人)	144,114	146,066	145,429	144,972	144,363	144,186
世帯数(世帯)	55,364	57,056	57,718	58,499	59,048	59,838
一世帯当たり人員(人)	2.60	2.56	2.52	2.48	2.44	2.41

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



第3章 障がい児・者を取り巻く状況

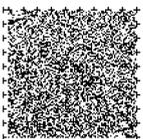
長期的には人口は減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）は4万人前後で推移していますが、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）の減少が続き、平成52年（2040年）の高齢化率は35%となることが予測されています。



	0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上	総人口
平成32年 (2020年)	15,674	80,416	39,400	18,809	135,490
平成37年 (2025年)	14,679	75,660	40,449	22,519	130,788
平成42年 (2030年)	14,035	71,307	40,267	24,424	125,609
平成47年 (2035年)	13,717	66,438	39,976	24,236	120,131
平成52年 (2040年)	13,592	60,709	40,314	23,362	114,615

資料：「古河市ひと・まち・しごと創生人口ビジョン」より作成

単位：人



2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がい児・者の状況

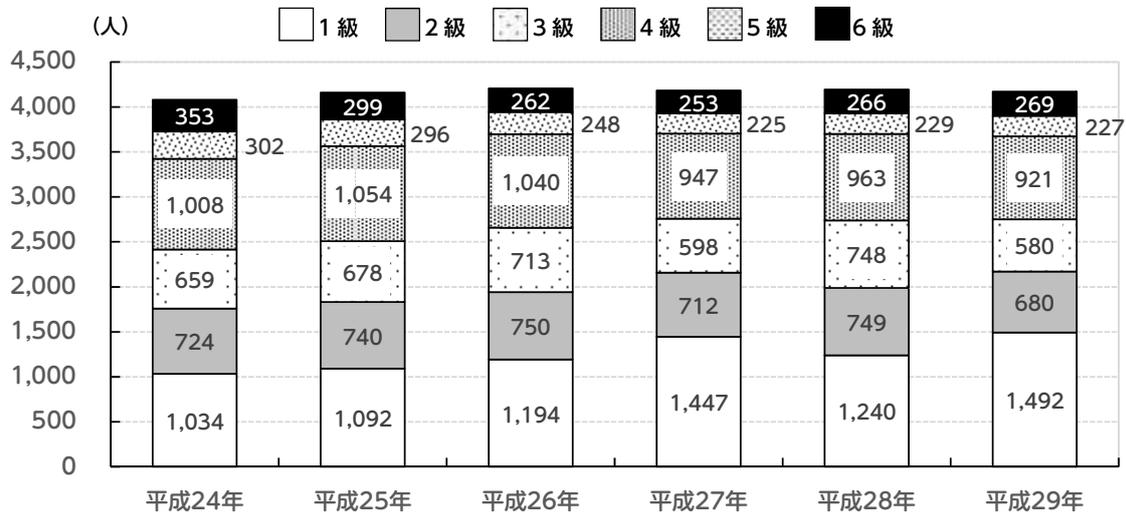
身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）は、毎年 4,000 人強で推移しており、総人口に対する割合は 2.89%となっています。

等級別にみると、1 級の所持者の増加が目立ち、平成 24 年の 1,034 人から平成 29 年には 1,492 人と 1.5 倍に増加しています。

障がい種別には、肢体不自由が半数を占め 2 級、3 級、4 級、5 級では最も多く、最重度の 1 級は内部障がいが 6 割を占めています。

※ 1 級が最も障がい程度が重く、以下障がい程度に応じて 6 級までとなっています。

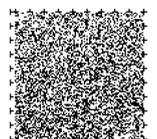
■身体障害者手帳所持者数の推移(障がい等級別)



	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成 24 年	1,034	724	659	1,008	302	353	4,080
平成 25 年	1,092	740	678	1,054	296	299	4,159
平成 26 年	1,194	750	713	1,040	248	262	4,207
平成 27 年	1,447	712	598	947	225	253	4,182
平成 28 年	1,240	749	748	963	229	266	4,195
平成 29 年	1,492	680	580	921	227	269	4,169
平成 29 年古河市総人口（144,186 人）に対する割合							2.89%

各年 4 月 1 日現在

単位：人



第3章 障がい児・者を取り巻く状況



■身体障害者手帳所持者の等級別障害種別状況

障がい種別 等級別	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体 不自由	内部 障がい	合計
1級	87	25	8	463	909	1,492
2級	69	112	4	478	17	680
3級	17	53	26	341	143	580
4級	16	71	16	570	248	921
5級	27	0	0	200	0	227
6級	23	143	0	103	0	269
合計	239	404	54	2,155	1,317	4,169

平成 29 年 4 月 1 日現在

単位：人

身体障がい児は、等級別では 1 級が特に多く 52.9%と過半を占め、障がい種別では肢体不自由が 64.7%で3分の2を占めています。

■身体障がい児の等級別状況

等級別 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	45	16	10	1	2	11	85
	52.9	18.8	11.8	1.2	2.4	12.9	100.0

平成 29 年 4 月 1 日現在

上段：人数 下段：%

■身体障がい児の障害種別状況

障がい種別 年齢	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体 不自由	内部 障がい	合計
18歳未満	2	16	0	55	12	85
	2.4	18.8	0.0	64.7	14.1	100.0

平成 29 年 4 月 1 日現在

上段：人数 下段：%



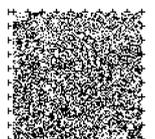
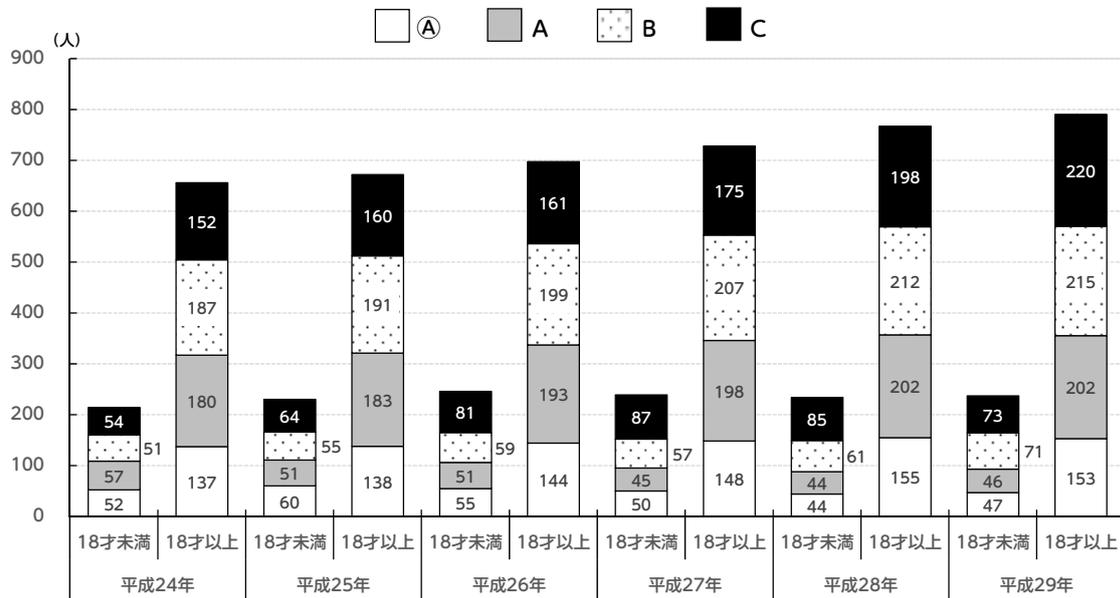
(2) 知的障がい児・者の状況

知的障がいのある人(療育手帳所持者)は、平成29年4月1日現在1,027人で、総人口に対する割合は0.71%となっています。年齢別では、障がい児(18歳未満)が237人、障がい者(18歳以上)が790人であり、障がい児は200~250人程度で推移していますが、障がい者は増加傾向にあり、平成24年の656人から平成29年には790人と1.2倍に増加しています。

障がい程度別にみると、障がい児は「B」、障がい者は「C」の増加が目立ちます。

※④が最も障がい程度が重く、以下Cまでとなっています。

■療育手帳所持者数の推移(障がい程度別)



第3章 障がい児・者を取り巻く状況

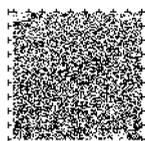


■療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）

年	年齢別	㊤	A	B	C	計
平成 24 年	18 才未満	52	57	51	54	214
	18 才以上	137	180	187	152	656
平成 25 年	18 才未満	60	51	55	64	230
	18 才以上	138	183	191	160	672
平成 26 年	18 才未満	55	51	59	81	246
	18 才以上	144	193	199	161	697
平成 27 年	18 才未満	50	45	57	87	239
	18 才以上	148	198	207	175	728
平成 28 年	18 才未満	44	44	61	85	234
	18 才以上	155	202	212	198	767
平成 29 年	18 才未満	47	46	71	73	237
	18 才以上	153	202	215	220	790
平成 29 年古河市総人口（144,186 人）に対する割合						0.71%

各年 4 月 1 日現在

単位：人



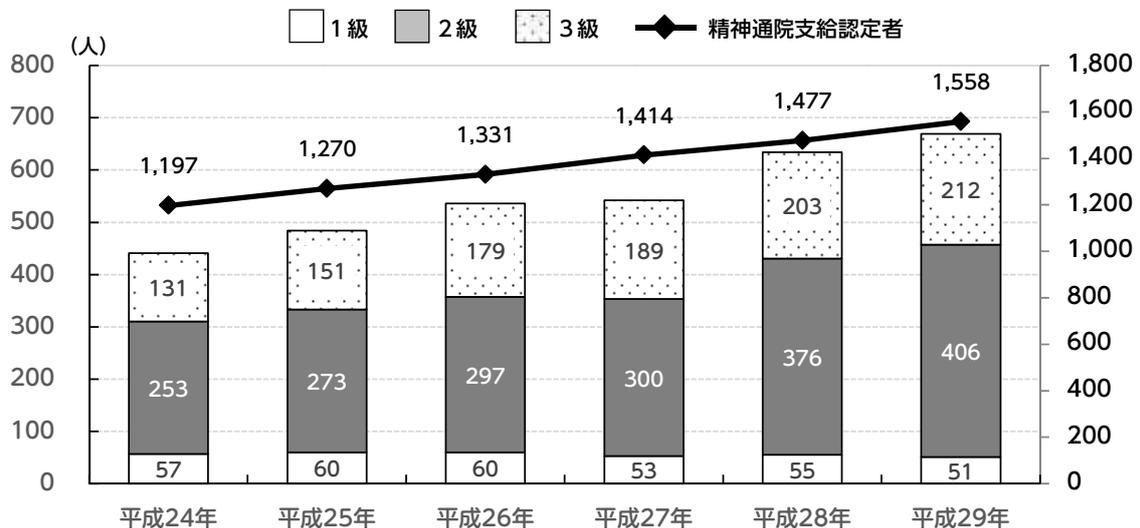
(3) 精神障がい児・者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年4月1日現在669人で、総人口に対する割合は0.46%となっており、平成24年の441人から1.5倍に増加し、特に2級、3級の増加が目立ちます。

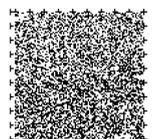
精神通院支給認定者数は、平成29年4月1日現在1,558人で総人口に対する割合は1.1%であり、平成24年1,197人から平成29年には1,558人と1.3倍に増加しています。なお、精神保健福祉手帳所持者と精神通院医療受給者の重複者は452人であることから、精神障がいのある人の実人数は1,775人となり、総人口に対する割合は1.2%となります。

※1級が最も障がい程度が重く、以下3級までとなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び精神通院医療受給者の推移



年	等級	1級	2級	3級	合計	精神通院医療受給者数
平成24年		57	253	131	441	1,197
平成25年		60	273	151	484	1,270
平成26年		60	297	179	536	1,331
平成27年		53	300	189	542	1,414
平成28年		55	376	203	634	1,477
平成29年		51	406	212	669	1,558
平成29年古河市総人口(144,186人)に対する割合					0.46%	1.1%



第3章 障がい児・者を取り巻く状況

各年4月1日現在

単位：人

精神障がい児は、等級別では2級が特に多く76.9%を占めています。

■精神障がい児の等級別の状況

年齢別 \ 等級別	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	10	3	13
	0.0	76.9	23.1	100.0

平成29年4月1日現在

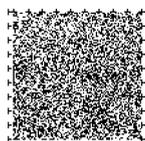
上段：人数 下段：%

精神通院医療受給者の疾病状況では、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」と「気分障害」が特に多く3分の1ずつを占め、「気分障害」の増加が目立ち、平成24年の407人から平成29年には582人と1.4倍に増加しています。

■精神通院医療受給者の疾病状況

症状	平成24年	平成29年
症状性を含む器質性精神障害	27	34
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	21	32
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	499	575
気分障害	407	582
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	78	102
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	3	9
成人の人格及び行動の障害	23	14
精神遅滞	20	30
心理的発達の障害	11	32
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	4	13
てんかん	104	135
その他の精神障害	0	0
分類不明	0	0
合計	1,197	1,558

単位：人

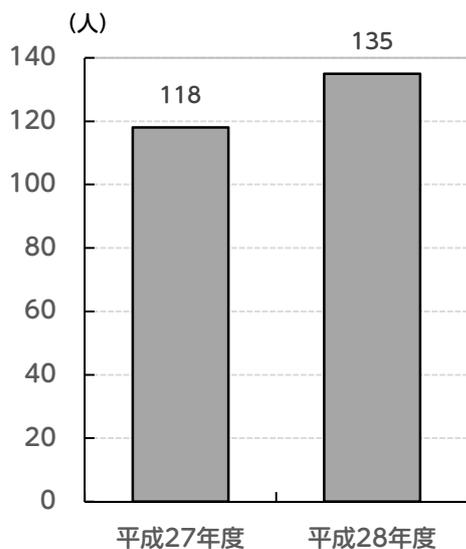


(4) 発達障がい児・者の状況

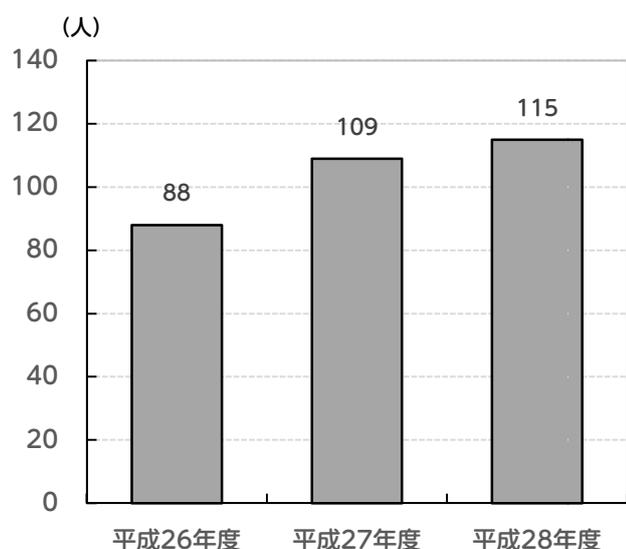
発達障がいは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」(発達障害者支援法)とされています。発達障がいについては、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得できる人もいれば、発達障害の診断はあっても、手帳を取得しない・できない人が混在しており、正確な人数が把握できない状況です。

本市では、平成27年4月1日より開所した古河市児童発達支援センターで発達の遅れや偏りがある就学前の児童を対象に、早期から発達特徴に合わせた支援を行っているほか、定期的に発達相談の窓口を設け、相談があった際には適切な関係機関を紹介する等支援に努めています。

■古河市児童発達支援センターの利用者



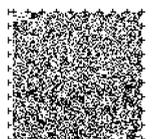
■発達相談の推移



	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
児童発達支援センター利用者数 (人)	—	118	135
発達相談件数 (件)	88	109	115

各年 3 月 31 日現在

単位：人



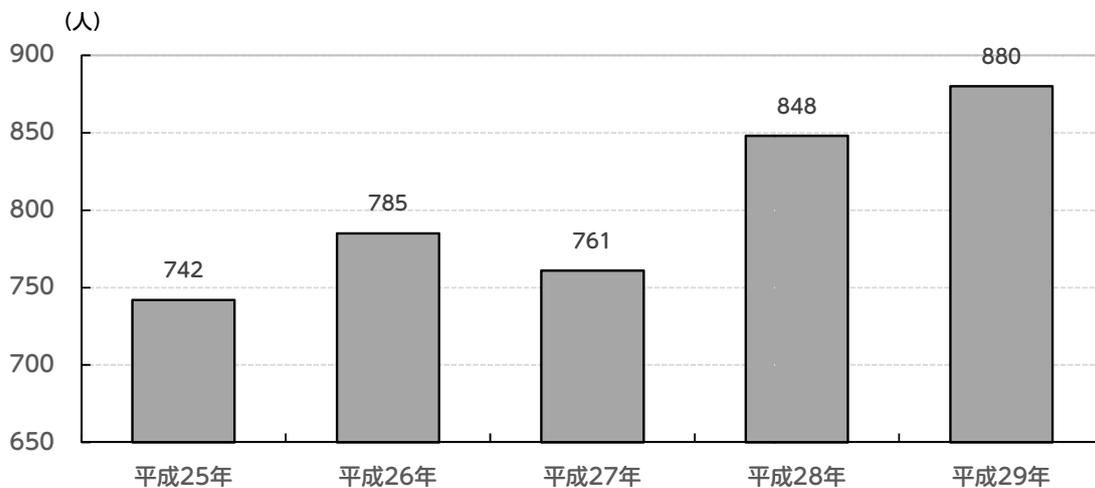
(5) 難病患者等の状況

難病は「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」(難病法)であり、医療費の公費負担助成が行われています。

本市の難病患者(指定難病特定医療費受給者証所持者数)は平成29年3月31日現在880人で、総人口に対する割合は0.6%です。

難病患者は、平成27年以降急増していますが、「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」が施行され、平成27年1月時点で110疾病を対象に行っていた難病医療費助成制度の対象疾病が、平成27年7月1日から306疾病に拡大され、指定難病の種類が大幅に増加したことによると考えられます。指定難病の対象はその後にも拡大し、平成29年4月1日現在330疾患となっています。

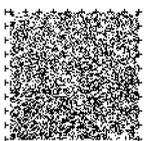
■指定難病特定医療費受給者証所持者数の推移



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人数	742	785	761	848	880
平成29年古河市総人口(144,186人)に対する割合					0.61%

各年3月31日現在

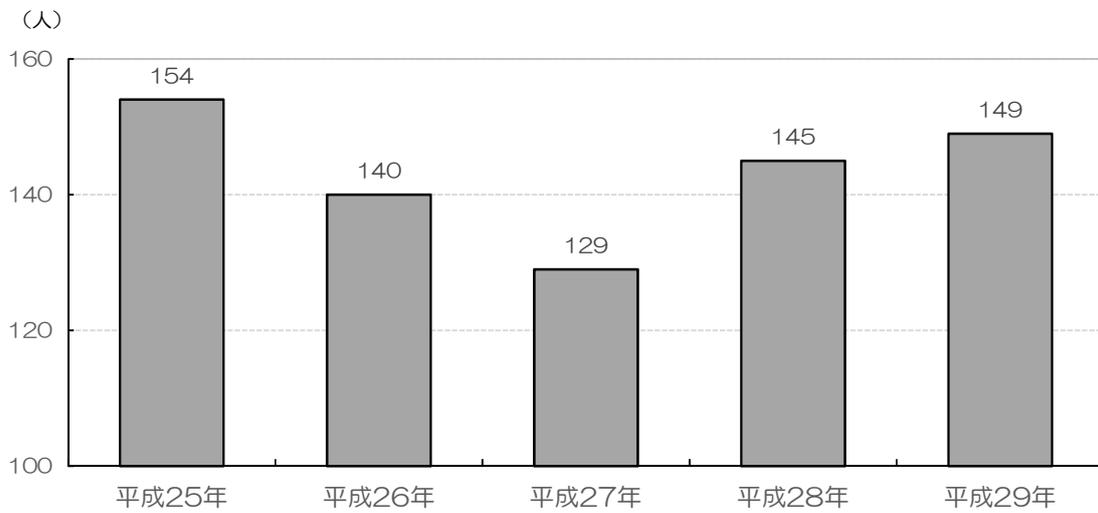
単位：人





小児慢性特定疾病は、子どもの慢性疾病のうち小児がんなど長期治療が必要な慢性疾病の疾病をさし、医療費の助成が行われています。本市の小児慢性特定疾病受給者は、平成29年3月31日現在149人です。医療費助成の対象となる疾病については、平成27年1月1日から従来の514疾病（11疾患群）から704疾病（14疾患群）に拡大され、さらに対象疾病が拡大し、平成29年4月1日現在722疾病となっています。

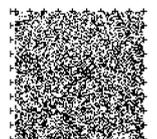
■小児慢性特定疾病受給者の推移



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人数	154	140	129	145	149

各年3月31日現在

単位：人





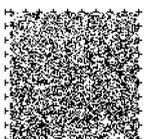
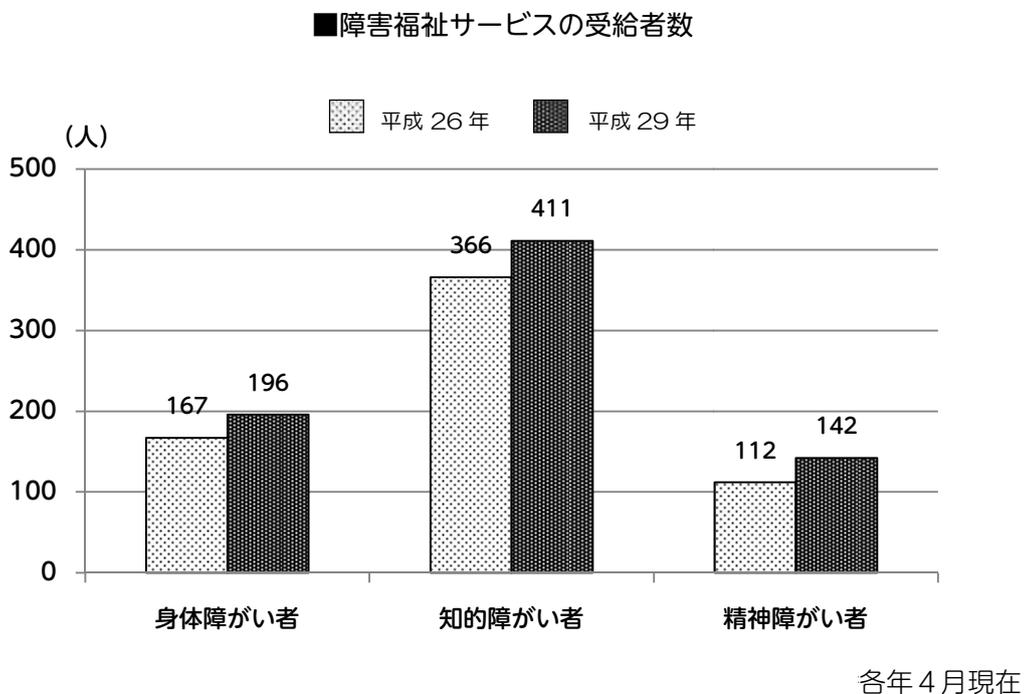
3 障害福祉サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービスの利用者の状況

障害福祉サービスの利用者は、平成 29 年 4 月利用実績数では 759 人※で障害者手帳保持者（5,865 人）の 12.9%を占めています。

障がい別の受給者は、知的障がい者が 411 人（54.2%）で最も多く、次いで身体障がい者が 196 人（25.8%）、精神障がい者が 142 人（18.7%）となっています。平成 26 年と比べると、いずれの障がいも増加しています。

※内訳は身体 196 人、知的 411 人、精神 142 人、児童 9 人、難病 1 人です。



(2) 障害福祉サービス決定者・利用者の状況（平成26・29年4月現在）

■訪問系サービス

年	居宅介護		重度訪問介護		行動援護		同行援護		重度障害者等 包括支援	
	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29
決定者	138	151	1	1	3	0	30	30	0	0
利用者	98	111	1	1	1	0	16	17	0	0

単位：人

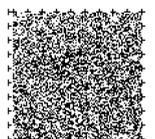
■日中活動系サービス

年	生活介護		自立訓練 (機能訓練)		自立訓練 (生活訓練)		就労移行支援		就労継続支援 (A型)	
	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29
決定者	280	312	0	0	13	20	35	49	35	50
利用者	271	289	0	0	12	19	33	41	33	42

単位：人

年	就労継続支援 (B型)		療養介護		短期入所	
	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29
決定者	175	213	18	19	228	242
利用者	165	196	16	18	30	38

単位：人



■居住系サービス

年	共同生活援助		施設入所支援	
	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29
決定者	154	134	155	160
利用者	95	130	151	153

単位：人

■相談支援

年	計画相談支援		地域移行支援		地域定着支援	
	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29
決定者	358	794	1	0	1	1
利用者	358	187	1	0	1	1

単位：人

■障害児通所支援

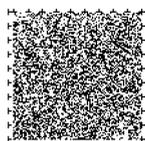
年	児童発達支援		放課後等 デイサービス		保育所等 訪問支援	
	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29	平成 26	平成 29
決定者	98	119	87	160	0	8
利用者	85	106	55	111	0	2

単位：人

■障害児相談支援

年	障害児相談支援	
	平成 26	平成 29
決定者	87	282
利用者	87	136

単位：人



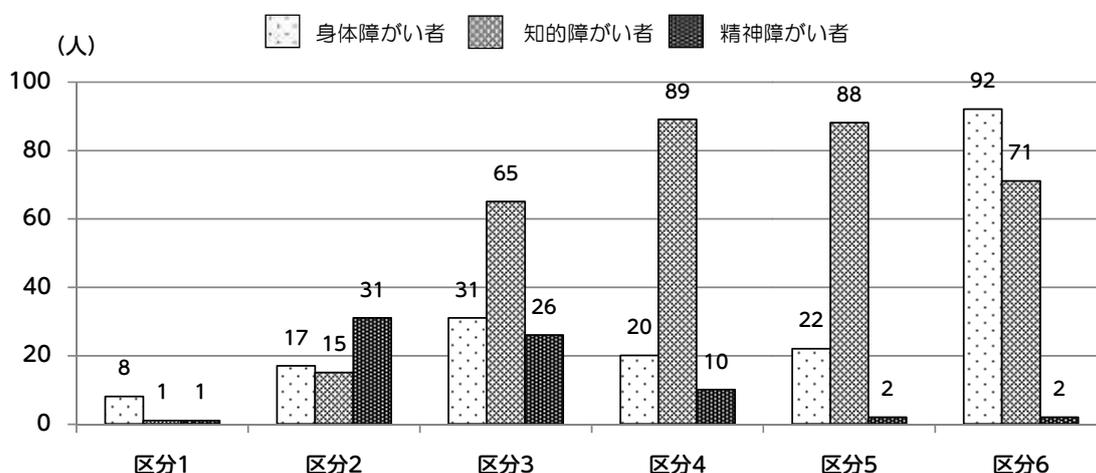
(3) 障害別障害支援区分決定者の状況

障害支援区分は「障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」であり、区分6が最も必要性が高くなっています。平成29年4月現在の障がい別障害支援区分決定者は591人であり、知的障がい者が半数（329人）を占めています。

障害支援区分別では、知的障がい者は区分4～6多く、身体障がい者は区分6、精神障がい者は区分2、3が多くなっています。

平成24年と比べると、身体障がい者と知的障がい者は区分4以上、精神障がい者は区分3以上が増加しています。

■障がい別障害支援区分決定者の状況

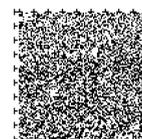


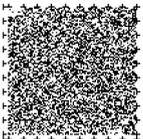
平成29年4月現在

障害支援区分	身体		知的		精神		合計	
	平成26	平成29	平成26	平成29	平成26	平成29	平成26	平成29
区分1	16	8	4	1	7	1	27	10
区分2	18	17	37	15	35	31	90	63
区分3	34	31	71	65	13	26	118	122
区分4	15	20	70	89	2	10	87	119
区分5	16	22	75	88	2	2	93	112
区分6	82	92	52	71	1	2	135	165
合計	181	190	309	329	60	72	500	591

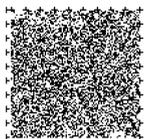
各年4月現在

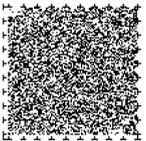
単位：人





第4章 障害福祉計画





1 成果目標

これまでの取組みをさらに推進するものとなるよう、第4期障害福祉計画の実績及び国の基本指針を踏まえ、次に掲げる事項について、成果目標を設定します。

成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

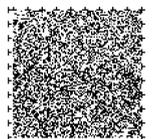
国の基本指針では、施設入所者の地域生活への移行は、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行することを基本としています。また、施設入所者数の削減目標として、平成28年度末の施設入所者数を平成32年度までに2%以上削減することを基本としています。

第4期障害福祉計画では、平成27年から29年度に施設から地域移行した人数が4人と極めて少なく、施設入所者も平成25年度末（152人）から平成28年度末（153人）に1人増加しており、需要が高い状況にあります。

本市では、第4期障害福祉計画の実績及び、近年のグループホームの増加等、地域移行の基盤づくりが進行していることを踏まえて、地域移行の割合を6.5%（10人）、施設入所者の削減を0.7%（1人）と設定します。

■施設入所者の地域生活への移行等の目標値

項目	数値	考え方
平成28年度末の施設入所者数 (A)	153	平成29年3月31日現在、施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数 (B)	10	施設入所 (A) から地域生活へ移行する者の数
新たな施設入所者数 (C)	9	平成32年度までに新たに施設入所が必要となる者の見込み
平成32年度末施設入所者 (D)	152	平成32年度末の施設入所者数 (A-B+C)
【目標値】 施設入所者の削減	1	削減数 (A-D)





成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに、精神障がい者の地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、また平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。

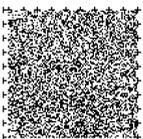
本市においては、既存の個別支援会議（ケース会議）等を活用し、協議の場とすることを検討します。

成果目標 3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、地域生活支援拠点等の整備について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを目標の基本としています。

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らすために、高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えて、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの 5 つの機能を持つ拠点等とされ、グループホーム又は障害者支援施設に地域生活支援の機能を集約し付加した拠点、またはそれらを地域における複数の機関が分担して機能を担う体制とされています。

全国的にみても 1,741 自治体のうち整備済みはわずか 20 か所（平成 28 年 9 月現在）であり、整備状況は極めて低くなっていますが、今後、必要とされる障がい者のニーズを把握し、地域の状況等を踏まえ、圏域内の関係市町及び関係機関との連携を図り、整備を推進します。



成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本としています。

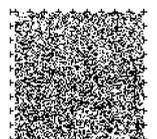
また、就労移行支援事業の利用者数は、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指し、事業所ごとの就労移行率は、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すとされています。さらに、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としています。

本市では第4期障害福祉計画において、福祉施設から一般就労への移行は8人であり、平成28年度末時点の就労移行支援事業所利用者数は43人でした。今後も重要施策として一層の強化を図ることにより、国の基本方針に合わせて平成32年度の目標値を

- ①福祉就労から一般就労への移行者を12人(平成28年度実績の1.5倍)
- ②就労移行支援事業の利用者数を52人(平成28年度実績の2割増)
- ③就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
- ④就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とします。

■福祉施設から一般就労への移行等の目標値

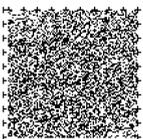
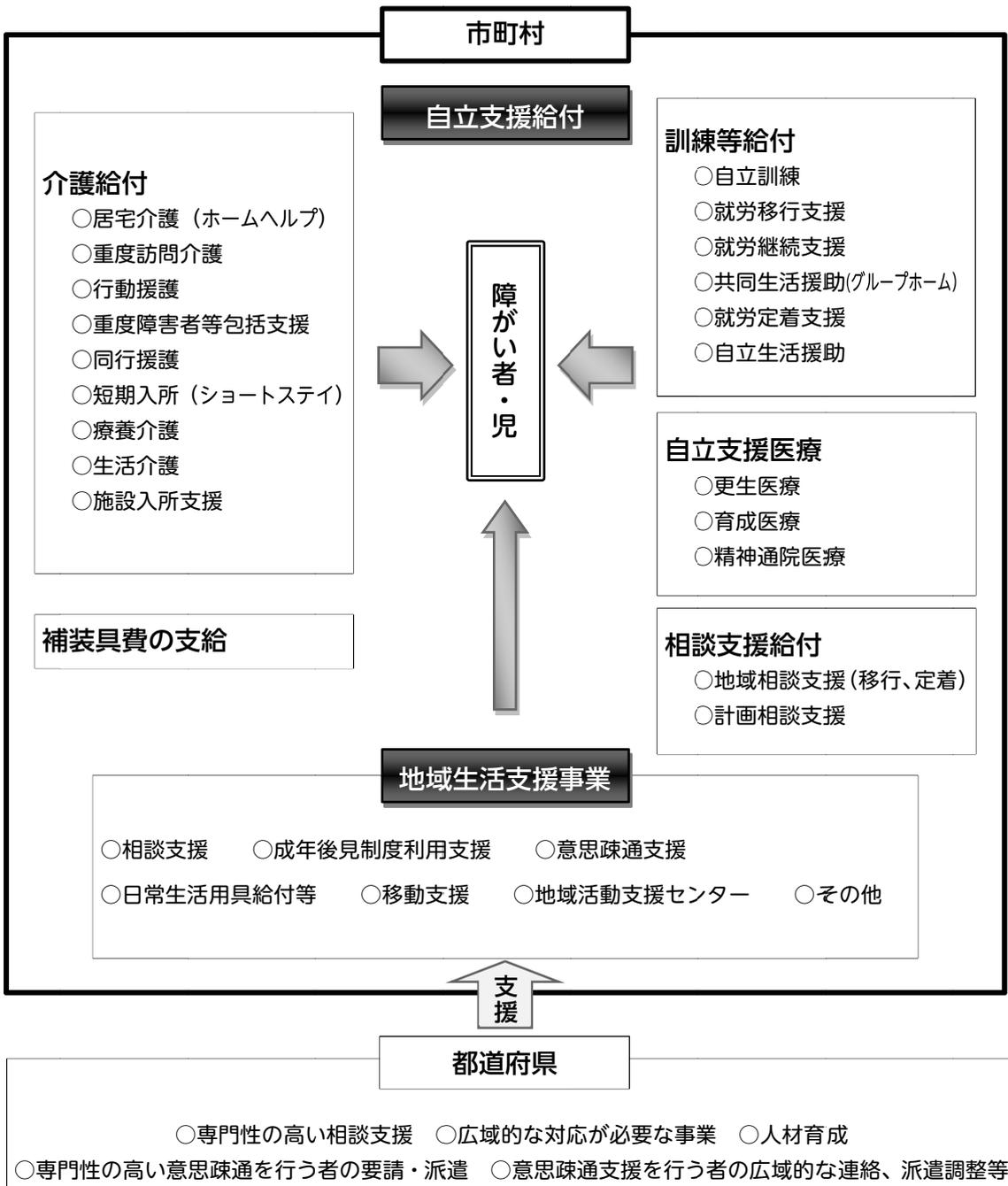
項目	数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	8人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	12人	平成28年度の一般就労へ移行者の1.5倍
就労移行支援事業所利用者数 支援事業所利用者数	43人	平成28年度末に就労移行支援事業所を利用していた者の数
	52人	平成28年度実績の2割増
就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上		
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上		



2 障害福祉サービス

平成32年度の目標値の実現に向けて、障害福祉サービスの見込量は利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しながら、平成30年度から平成32年度までの年度ごとに見込量を設定し、その確保に努めます。

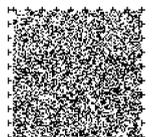
■障害福祉サービス体系図



(1) 訪問系サービス

1) 事業内容

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な障がい者等に外出時同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性が高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。



2) 平成 29 年度の達成状況

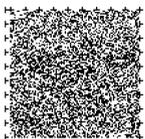
居宅介護は、利用者数とサービス量は見込を下回っていました。重度訪問介護は、利用者数は1人で、一人あたりのサービス量は見込を上回っています。同行援護は、利用者数は下回り、サービス量は見込を上回っています。訪問系サービス全体としては、平成 27 年度から平成 29 年度を比較すると、ほぼ横ばいで推移しています。行動援護及び重度障害者包括支援については、平成 29 年度まで利用がありませんでした。

■サービス実績値

各月平均利用実績

サービス名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	利用者数 (人/月)	見込量	110	120	130
		実績値	118	115	115
	サービス量 (時間/月)	見込量	2,310	2,520	2,730
		実績値	2,512	2,549	2,496
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	見込量	1	1	2
		実績値	1	1	1
	サービス量 (時間/月)	見込量	385	384	768
		実績値	486	476	582
同行援護	利用者数 (人/月)	見込量	18	20	20
		実績値	18	17	17
	サービス量 (時間/月)	見込量	108	120	132
		実績値	131	133	153
行動援護	利用者数 (人/月)	見込量	2	2	2
		実績値	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	見込量	34	34	34
		実績値	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数 (人/月)	見込量	0	0	0
		実績値	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	見込量	0	0	0
		実績値	0	0	0

※平成 29 年度は 4 月から 10 月までの実績



3) 平成 32 年度の見込量と確保方策

■サービス見込量

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
居宅介護	利用者数	人/月	121	127	132
	サービス量	時間/月	2,543	2,664	2,785
重度訪問介護	利用者数	人/月	1	1	1
	サービス量	時間/月	600	600	600
同行援護	利用者数	人/月	18	18	18
	サービス量	時間/月	162	162	162
行動援護	利用者数	人/月	1	1	1
	サービス量	時間/月	40	40	40
重度障害者等 包括支援	利用者数	人/月	0	0	0
	サービス量	時間/月	0	0	0

【見込量の算出根拠】

●居宅介護

利用者は近年横ばいですが、平成 24 年度から 29 年度の増加率は年 5% であり、今後もこの増加率で見込みました。

●重度訪問介護

第 4 期障害福祉計画では知的障がい者、精神障がい者の対象拡大、重度難病の利用者を見込み平成 29 年度は 2 人としましたが、現在は 1 人の利用であり、今後も 1 人の利用を見込みました。

●同行援護

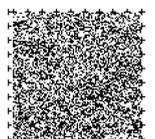
利用者は平成 24 年度以降増加していましたが、平成 26 年度以降は毎年 17 人程度で推移していることと、支給決定者が毎年 20 名程度いたことから、毎年 18 人と見込みました。

●行動援護

平成 27 年度以降利用者はありませんが、平成 24 年度から 26 年度までは 1 人の利用があったことから、1 人と見込みました。

●重度障害者等包括支援

平成 24 年度以降現在まで利用者はいませんでした。サービス提供事業所がほとんどなく、ニーズもないことから今後も利用がないと予想されます。

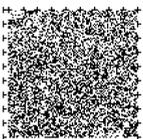




【サービス量確保のための方策】

訪問系サービスについては、障がいのある方が地域で自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保が必要となります。

今後、居宅介護が必要となる方が増加すると見込まれるため、障がい種別に関わりなくサービスが提供できるよう、ヘルパー等の人材育成やマンパワーの確保のための環境を整備するとともに、サービス提供事業者への的確な情報提供により、訪問系サービスへの参入を促進し、障がいのある人が安心して居宅生活ができる体制の整備を進めます。



(2) 日中活動系サービス

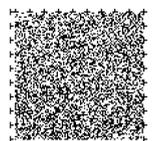
1) 事業内容

生活介護	常時に介護を必要とする人に、障害者支援施設等において、入浴・排せつ・食事等の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (A型：雇成型、B型：非雇成型)
就労定着支援	企業などで働く障がいのある人が職場に定着できるように、生活リズムや体調管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整やアドバイス等の支援を実施するサービスです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護及び日常生活の支援をします。
短期入所 (ショートステイ)	介護者に疾病等の事由が生じた場合に短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2) 平成 29 年度の達成状況

日中活動系サービスでサービス量が多いのは、施設入所者等の生活介護と就労継続支援B型です。また、近年就労継続支援A型のサービス量が伸びており、その背景には一般就労に結びつかないまでも、就労意欲のある障がい者がハローワークを通して就労継続A型事業所に就労したことによるものと考えられます。

日中活動系サービス全体としては、平成 27 年度から平成 29 年度を比較すると、自立訓練（機能訓練）と就労移行支援、療養介護については、ほぼ横ばいの推移であり、他サービスについては増加傾向にあります。





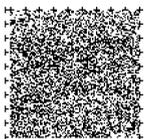
■サービス実績値

※各月平均利用実績

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	利用者数 (人/月)	見込量	289	307
		実績値	286	285
	サービス量 (人日/月)	見込量	5,780	6,140
		実績値	5,783	5,766
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	見込量	1	1
		実績値	0	0
	サービス量 (人日/月)	見込量	23	23
		実績値	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	見込量	9	9
		実績値	8	16
	サービス量 (人日/月)	見込量	171	171
		実績値	151	276
就労移行支援	利用者数 (人/月)	見込量	37	39
		実績値	34	43
	サービス量 (人日/月)	見込量	703	741
		実績値	631	772
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人/月)	見込量	30	32
		実績値	32	40
	サービス量 (人日/月)	見込量	570	608
		実績値	595	767
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人/月)	見込量	170	174
		実績値	192	188
	サービス量 (人日/月)	見込量	3,060	3,132
		実績値	3,710	3,620
療養介護	利用者数 (人/月)	見込量	37	39
		実績値	17	18
	サービス量 (人日/月)	見込量	510	540
		実績値	492	480
短期入所 (ショートステイ)	利用者数 (人/月)	見込量	27	28
		実績値	27	29
	サービス量 (人日/月)	見込量	370	384
		実績値	376	404

※人日 = (月間の利用人員) × (1人1ヶ月あたりの平均利用日数)

※平成 29 年度は 4 月から 10 月までの実績



3) 平成32年度の見込量と確保方策

■サービス見込量

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
生活介護	利用者数	人/月	304	317	329
	サービス量	人日/月	6,158	6,408	6,658
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人/月	1	1	1
	サービス量	人日/月	23	23	23
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人/月	20	20	21
	サービス量	人日/月	355	355	373
就労移行支援	利用者数	人/月	43	48	52
	サービス量	人日/月	730	767	804
就労継続支援 (A型)	利用者数	人/月	60	71	82
	サービス量	人日/月	1,112	1,316	1,520
就労継続支援 (B型)	利用者数	人/月	200	202	205
	サービス量	人日/月	3,855	3,905	3,954
就労定着支援	利用者数	人/月	8	10	12
	サービス量	人日/月	16	20	24
療養介護	利用者数	人/月	18	19	19
	サービス量	人日/月	530	559	559
短期入所 (ショートステイ)	利用者数	人/月	41	44	47
	サービス量	人日/月	373	373	373

※人日 = (月間の利用人員) × (1人1ヶ月あたりの平均利用日数)

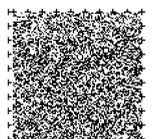
【見込量の算出根拠】

●生活介護

利用者は年々増加しており、平成24年度から29年度の増加率は年4.2%であり、今後もこの増加率で見込みました。

●自立訓練（機能訓練）

平成27年度以降利用者はいないものの、近年の相談実績や市内に事業所ができたことから、1人と見込みました。



●自立訓練（生活訓練）

利用者は年々増加しており、平成24年度から29年度の増加率は年3.8%であり、今後もこの増加率で見込みました。

●就労移行支援

利用者は近年増加していること、国の基本指針である成果目標を達成する基準を勘案し見込みました。

●就労継続支援（A型）

利用者は平成24年以降増加していますが、各年度の増減差が大きいため、直近の平成28、29年度の年増加率22.5%で見込みました。

●就労継続支援（B型）

利用者は年々増加しており、平成27年度から29年度の増加率は年1.3%であり、今後もこの増加率で見込みました。

●就労定着支援

新たなサービスであり、事業所アンケート調査及び一般就労の実績からみ込みました。

●療養介護

平成24年度以降若干の増加傾向にあり、平成24年度から29年度の増加率は年2.5%であり、今後もこの増加率で見込みました。

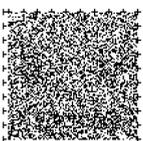
●短期入所（ショートステイ）

利用者は平成24年度以降増加しており、平成24年度から29年度の増加率は年8.1%であり、今後もこの増加率で見込みました。サービス量は利用人数に関わらず300～400人日/月のため、年平均の373人日/月としました。

【サービス量確保のための方策】

日中活動系サービスについては、障がいのある人の希望するサービスや障がいの状態に合わせたサービスが選択できるよう、サービス利用者のニーズを把握し、必要とされるサービス量に対応できる体制を確保するために、多様な事業者の参入を促進します。

就労移行支援や就労継続支援については、企業やハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等との地域の関係機関と連携を強化し、就労機会の拡大を図ります。



(3) 居住系サービス

1) 事業内容

自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障がいのある人が、地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や随時の電話相談などにより、食事や掃除、洗濯に課題はないか、体調に変化はないかなどを確認し、アドバイスなどを行い、地域生活を支援するサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や食事提供等の支援、又は入浴、排せつ若しくは食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

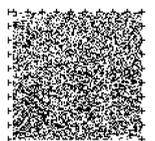
2) 平成 29 年度の達成状況

居住系サービス全体としては、共同生活援助、施設入所支援共に見込みを上回っています。平成 29 年度には共同生活援助事業所（グループホーム）が 1 か所新設されたため、さらに増加することが見込まれます。

■サービス実績値

※各月平均利用実績

サービス名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	見込量	107	110	112
		実績値	108	117	131
施設入所支援	利用者数 (人/月)	見込量	152	151	150
		実績値	149	153	153



3) 平成 32 年度の見込量と確保方策

■サービス見込量

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	利用者数 人/月	5	5	5
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 人/月	141	152	162
施設入所支援	利用者数 人/月	152	152	152

【見込量の算出根拠】

●自立生活援助

新たなサービスであり、事業所アンケートの共同生活援助利用者の意向を勘案し見込みました。

●共同生活援助

利用者は年々増加しており、平成 28 年度から 29 年度にかけて整備が進んだことを勘案し、平成 26 年度から 28 年度の増加率 7.9%で見込みました。

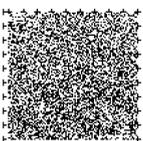
●施設入所支援

利用者数は横ばい状況であり、施設入所の待機者もいる現状があります。平成 24 年度～平成 29 年度の年平均利用者数と、今後の地域移行の動向を勘案し見込みました。

【サービス量確保のための方策】

地域生活への移行を進めるため、共同生活援助（グループホーム）の整備を促進するとともに、事業者への情報提供等の必要な支援に努めます。

また、施設入所支援についてはサービス提供事業所と連携をとりながら、サービス必要量の提供体制確保に努めます。



(4) 相談支援

1) 事業内容

計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するすべての障がい者に対し、サービス等利用計画を作成します。また、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している障がい者が退所、退院し、地域に移行する際に住居の確保や移行に関する相談、援助を行います。
地域定着支援	居宅で、単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して緊急訪問、緊急対応等を行います。

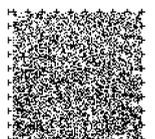
2) 平成 29 年度の達成状況

計画相談支援については、見込みを上回っていますが、地域移行支援及び地域定着支援については計画を下回っています。地域移行支援及び地域定着支援については利用者が少ないのが現状です。

■ サービス実績値

※各月平均利用実績

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	利用者数 (人/年)	見込量 552	654	677
		実績値 694	734	774
地域移行支援	利用者数 (人/年)	見込量 6	8	10
		実績値 1	0	1
地域定着支援	利用者数 (人/年)	見込量 3	5	9
		実績値 2	1	1





3) 平成 32 年度の見込量と確保方策

■サービス見込量

サービス種別			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用者数	人/年	790	806	819
地域移行支援	利用者数	人/年	2	2	2
地域定着支援	利用者数	人/年	1	1	1

【見込量の算出根拠】

●計画相談支援

利用者は平成 24 年以降増加していますが、各年度の増減差が大きいため、平成 30 年から 32 年の障害福祉サービス受給者の増減を勘案し見込みました。

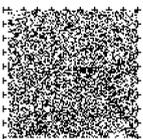
●地域移行支援・地域定着支援

平成 24 年以降の利用実績は 1～2 人/年であり、地域移行支援は 2 人/年を見込み、地域定着支援はその半数の 1 人/年を見込みました。

【サービス量確保のための方策】

計画相談支援については、サービスが十分に提供できるよう、指定相談支援事業所の確保に努めます。

また、地域移行支援、地域定着支援をスムーズに利用できるよう病院、保健所等との連携を強化、サービス提供事業所の確保に努めます。



3 地域生活支援事業

(1) 理解促進・研修啓発事業（必須事業）

1) 事業内容

理解促進・研修啓発事業	地域社会の住民に対して障がいのある人等の理解を深めるための研修や啓発を行います。
-------------	--

2) 平成 29 年度の達成状況

■サービス実績値

サービス名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進・研修 啓発事業	実施の有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有

※平成 29 年度実績は平成 29 年 10 月末時点

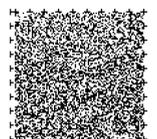
3) 平成 32 年度の見込量と確保方策

■事業実施指標

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
Koga 障がい者フォーラム	実施の有無	有	有	有

【事業実施のための方策】

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、障がいのある人に対する理解を深めることが重要です。今後も Koga 障がい者フォーラムを引き続き実施し、より多くの市民の方に障がいのある人等への理解や啓発を推進します。





(2) 自発的活動支援事業（必須事業）

1) 事業内容

自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。
-----------	---

2) 平成 29 年度の達成状況

■サービス実績値

サービス名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	見込	有	有	有
		実績	無	無	無

※平成 29 年度実績は平成 29 年 10 月末時点

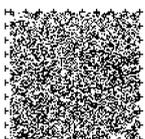
3) 平成 32 年度の見込量と確保方策

■事業実施指標

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援補助	実施の有無	有	有	有

【事業実施のための方策】

障がい者やその家族、地域住民等が自発的な活動ができるよう支援していきます。また、積極的に活動に参加できるよう市民の方への周知を図ります。



(3) 相談支援事業（必須事業）

1) 事業内容

相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援など、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、総合的・継続的に支援します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

2) 平成 29 年度の達成状況

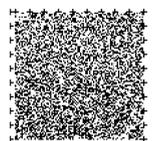
障害者相談支援事業は、基幹相談支援センター1か所と身近な相談窓口として地域相談支援センターが3か所あり、障がいのある人の相談に対応しています。

また、古河市障害者自立支援協議会において、相談支援専門部会を定期的に開催し、個別ケースからの課題から地域における課題を協議しています。

■サービス実績値

サービス名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業					
基幹相談支援センター等機能強化事業	利用者数 (人/年)	見込量	4	4	4
		実績値	4	4	4
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	利用者数 (人/年)	見込	無	無	無
		実績	無	無	無

※平成 29 年度実績は平成 29 年 10 月末時点



3) 平成 32 年度の見込量と確保方策

■事業実施指標

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業				
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施か所数	4	4	4
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無

【サービス量確保のための方策】

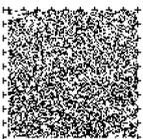
利用者のニーズに対応した相談体制を確保するため、事業者等との連携を強化し相談・支援体制の充実に向け、相談支援事業の利用促進を図ります。また、相談体制の充実に向けて、障害者自立支援協議会の相談支援専門部会の活動を強化するとともに、相談実施か所の増加等、利用しやすい相談体制の確保を図ります。

住宅入居等支援事業についてはニーズを把握した上で検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業
(必須事業)

1) 事業内容

成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービス利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対する補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。



2) 平成 29 年度の達成状況

成年後見制度利用事業は、養護者の高齢化や、家族全体で多くの問題を抱えるケースなど、市長申立による成年後見制度の利用が見込まれますが、市の事業を利用した事例は見込を下回りました。

■サービス実績値

サービス名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数/年	見込量	5	5	5
		実績値	1	0	1
成年後見制度法 人後見支援事業	実施の有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有

※平成 29 年度実績は平成 29 年 10 月末時点

3) 平成 32 年度の見込量と確保方策

■事業実施指標

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	5	5	5
成年後見制度講演会	実施の有無	有	有	有

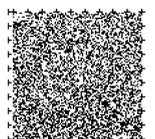
【サービス量確保のための方策】

関係機関等との連携を強化し、必要な方への適切な利用支援に努めます。成年後見制度については、より多くの市民の方に制度の理解をしていただくよう講演会を実施していきます。また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる人材の確保を図ります。

(5) 意思疎通支援事業（必須事業）

1) 事業内容

意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能・視覚等の障がいがあるため意思疎通を図ることが困難な人に対して手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業です。
----------	--



2) 平成 29 年度の達成状況

意志疎通支援事業は、聴覚障がいのある方への通院の派遣が多くみられません。

■サービス実績値

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①手話通訳者 派遣事業	利用者数/年	見込量	19	19
		実績値	19	12
②要約筆記者 派遣事業	利用者数/年	見込量	4	4
		実績値	1	1

※平成 29 年度実績は平成 29 年 10 月末時点

3) 平成 32 年度の見込量と確保方策

■事業実施指標

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
意思疎通支援事業				
①手話通訳者派遣事業	利用者数/年	20	20	20
②要約筆記者派遣事業	利用者数/年	1	1	1

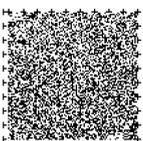
【サービス量確保のための方策】

手話通訳者・要約筆記者の派遣事業については、市広報等による周知徹底に努め、利用促進を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業 (必須事業)

1) 事業内容

日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に対し、自立生活支援用具の給付等を行い日常生活上の便宜を図ります。
-------------	---



2) 平成 29 年度の達成状況

日常生活用具給付事業は、おおむね計画通りに推移しており、排泄管理支援用具（ストマ・紙おむつ）の給付が多くなっています。

■サービス実績値

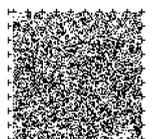
サービス名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	見込量	8	8	9
		実績値	9	7	14
②自立生活支援用具	給付件数/年	見込量	23	24	25
		実績値	17	25	14
③在宅療養等支援用具	給付件数/年	見込量	19	20	21
		実績値	16	11	13
④情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	見込量	15	16	17
		実績値	20	21	9
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	見込量	1,600	1,600	1,600
		実績値	1,297	1,314	1,105
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	見込量	4	4	4
		実績値	1	3	4

※平成 29 年度実績は平成 29 年 10 月末時点

3) 平成 32 年度の見込量と確保方策

■事業実施指標

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	9	9	9
②自立生活支援用具	給付件数/年	22	23	24
③在宅療養等支援用具	給付件数/年	16	17	18
④情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	16	17	18
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	1,310	1,392	1,473
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	3	3	3





【サービス量確保のための方策】

障がいの特性に合わせ適切な用具を給付するとともに、事業の周知、利用の普及拡大に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

(7) 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

1) 事業内容

手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。
-------------	---

2) 平成 29 年度の達成状況

手話奉仕員養成研修事業は、平成 27 年度に比べ利用者は減少しています。

■サービス実績値

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員 養成研修事業	講座内容	入門編	基礎編	入門編
	利用者数/年	見込量 25 実績値 22	25 12	25 7

※平成 29 年度実績は平成 29 年 10 月末時点

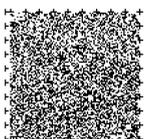
3) 平成 32 年度の見込量と確保方策

■事業実施指標

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	講座内容	基礎編	入門編	基礎編
	利用者数/年	10	10	10

【サービス量確保のための方策】

手話奉仕員養成講座を入門編と基礎編を年度ごとに交互に実施し、人材育成に努めます。



(8) 移動支援事業（必須事業）

1) 事業内容

移動支援事業	屋外で移動が困難な障がいのある人を対象に、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際にヘルパーによる援助を行います。
--------	--

2) 平成 29 年度の達成状況

移動支援事業は、平成 27 年度に比べ利用者が減少しましたが、利用時間は見込を上回り、増加しています。

■サービス実績値

サービス名				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援	利用者数	人/年	見込量	36	37	38
			実績値	45	39	33
	利用時間	時間/年	見込量	1,492	1,520	1,549
			実績値	1,778	1,646	1,825

※平成 29 年度実績は平成 29 年 10 月末時点

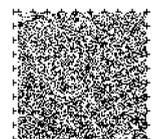
3) 平成 32 年度の見込量と確保方策

■事業実施指標

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	利用者数/年	38	39	40
	利用時間/年	1,779	1,846	1,912

【サービス量確保のための方策】

障がいのある人の自立生活や社会参加を進めるために、サービス提供体制の確保や事業の周知に努めます。

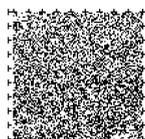




(9) 地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）

1) 事業内容

地域活動支援センター 機能強化事業	地域に活動拠点を整備し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援をします。
地域活動支援センター (Ⅰ型)	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、普及啓発等の事業を実施します。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。
地域活動支援センター (Ⅱ型)	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会的訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター (Ⅲ型)	これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが条件となります。



2) 平成 29 年度の達成状況

地域活動支援センターは、Ⅰ型1か所とⅢ型2か所が整備されており、利用者数はⅢ型が見込量を上回り、増加傾向にあります。

■サービス実績値

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援 センター（Ⅰ型）	か所数	見込量	1	1
		実績値	1	1
	利用者数 /年	見込量	7	9
		実績値	3	4
地域活動支援 センター（Ⅱ型）	か所数	見込量	0	0
		実績値	0	0
	利用者数 /年	見込量	0	0
		実績値	0	0
地域活動支援 センター（Ⅲ型）	か所数	見込量	2	2
		実績値	2	2
	利用者数 /年	見込量	36	36
		実績値	42	59

※平成 29 年度実績は平成 29 年 10 月末時点

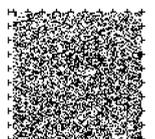
3) 平成 32 年度の見込量と確保方策

■事業実施指標

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センターⅠ型	か所数	1	1	1
	利用者数/年	4	4	4
地域活動支援センターⅡ型	か所数	0	0	0
	利用者数/年	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	か所数	2	2	2
	利用者数/年	40	40	40

【サービス量確保のための方策】

地域活動支援センター運営の安定化を図るため、今後も運営費の補助等の支援を継続していきます。





(10) その他の事業（任意事業）

1) 事業内容

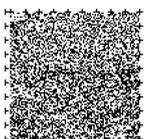
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な障がいのある人の家庭を訪問し、入浴車による入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の負担の軽減を図ります。
レクリエーション活動等支援事業	音楽の特性を活かしたミュージック・ケアを開講します。
点字・声の広報等発行事業	視覚に障がいがある人に録音版の広報を発行します。

2) 平成 29 年度の達成状況

地域生活支援事業（任意事業）については、デイスティ事業、日中一時支援事業を除き、ほぼ計画通りに推移しています。デイスティ事業については、実績は見込を下回っています。日中一時支援事業のサービス実績は、平成 27 年度が 8,624 回で平成 29 年が 8,202 回と減少していますが、見込との比較では大幅に上回っています。障がいのある人の日中活動の場として、家族の負担軽減のため需要が大きいと考えられます。

■サービス実績値

サービス名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	利用者数/年	見込量	5	5	5
		実績値	6	7	9
デイスティ事業	利用者数/年	見込量	42	47	52
		実績値	30	25	24
日中一時支援事業	利用者数/年	見込量	150	151	152
		実績値	130	113	105
	利用回数/年	見込量	7,800	7,852	7,904
		実績値	8,624	8,201	8,202
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実績の有無	見込量	有	有	有
		実績値	有	有	有



広報録音版発行事業	利用者数 /年	見込量	18	18	18
		実績値	17	16	18
奉仕員養成研修事業	実績の有無	見込量	有	有	有
		実績値	有	無	無
身体障害者用自動車改造費助成事業	利用者数 /年	見込量	2	2	2
		実績値	2	2	2
自動車運転免許取得事業	利用者数 /年	見込量	2	2	2
		実績値	1	0	2

※平成29年度実績は平成29年10月末時点

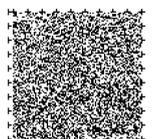
3) 平成32年度の見込量と確保方策

■事業実施指標

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	利用者数/年	6	6	6
日中一時支援事業	利用者数/年	148	148	148
	利用回数/年	8,559	8,559	8,559
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施の有無	有	有	有
広報録音版発行事業	利用者数/年	18	18	18

【サービス量確保のための方策】

地域生活支援事業のその他の事業については、他事業との統廃合や、事業費の交付税措置により、事業が見直されることとなります。各事業のサービス量の状況等を把握し、必要なサービスが利用できるようサービス提供事業所や関係機関と連携しながら事業を推進していきます。また、障がいのある人のニーズに応じて、新たな事業を検討していきます。



4 地域福祉事業

(1) 事業内容

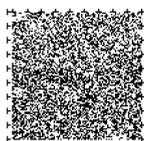
小児慢性特定疾患難病患者 日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾患児に日常生活用具を給付します。
重度障害者（児） 住宅リフォーム助成事業	重度の障がい者の家庭生活を送りやすくするため住宅の一部を改修する場合に費用の一部を助成します。
タクシー料金助成事業	障がいのある人が通所・通院のために利用するタクシー料金の一部を助成します。
歯科治療施設通院助成事業	重度の障がいのある人が歯科治療のための通院に係る費用の一部を助成します。
指定難病患者医療費助成事業	指定難病患者が負担した医療費の一部を助成します。
障害者手帳等診断書 一部助成事業	身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書料の一部を助成します。

(2) 地域福祉事業の達成状況

おおむね見込どおりに推移しています。

■サービス実績値

サービス名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小児慢性特定疾患 病児等日常生活用具給付事業	利用者数/年	見込量	1	1	1
		実績値	0	1	1
重度障害者（児） 住宅リフォーム助成事業	利用者数/年	見込量	6	6	6
		実績値	2	6	6
タクシー料金 助成事業	利用者数/年	見込量	71	75	79
		実績値	77	69	79
歯科治療施設 通院助成事業	利用者数/年	見込量	16	17	18
		実績値	26	23	26
ファックス基本 料助成事業	利用者数/年	見込量	6	6	6
		実績値	6	6	6



指定難病患者 医療費助成事業	利用者数/年	見込量	-	-	-
		実績値	352	325	375
障害者手帳等 診断書一部助成 事業	利用者数/年	見込量	358	364	370
		実績値	332	325	330
循環バス利用料 助成事業※	利用者数/年	見込量	33	30	27
		実績値	29	-	-

※平成 29 年度実績は平成 29 年 10 月末時点

※循環バス利用料助成事業は平成 28 年度より廃止

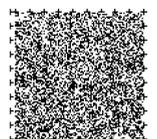
(3) 地域福祉事業の見込量と確保方策

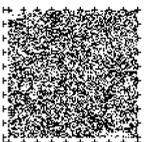
■サービス見込量

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
小児慢性特定疾患児 日常生活用具給付事業	利用者数/年	1	1	1
重度障害者（児） 住宅リフォーム助成事業	利用者数/年	6	6	6
タクシー料金助成事業	利用者数/年	74	77	79
歯科治療施設通院助成事業	利用者数/年	24	25	26
ファックス基本料助成事業	利用者数/年	6	6	6
指定難病患者医療費助成 事業	利用者数/年	410	410	410
障害者手帳等診断書 一部助成事業	利用者数/年	330	330	330

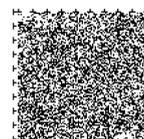
【サービス量確保のための方策】

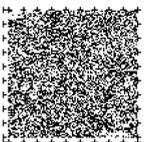
障がいのある人のニーズに応じて、必要なサービスが受けられるようサービス提供体制の整備やサービス利用の促進を図ります。





第5章 障害児福祉計画





1 成果目標

これまでの取組みをさらに推進するものとなるよう、第4期障害福祉計画の実績及び国の基本指針を踏まえ、次に掲げる事項について、成果目標を設定します。

成果目標1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、「平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること」と「平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること」を基本としています。

本市では、すでに児童発達支援センターを設置し、保育所等訪問支援体制も整備していることから、今後は一層の内容の充実を図るものとします。

成果目標2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

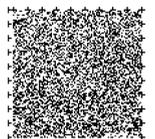
国の基本指針では、「平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること」を基本としています。

本市では、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1か所事業を実施しているため、今後はより一層の連携体制の充実と新規事業所の整備促進を図るものとします。

成果目標3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、「平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること」を基本としています。

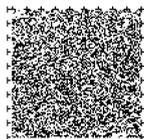
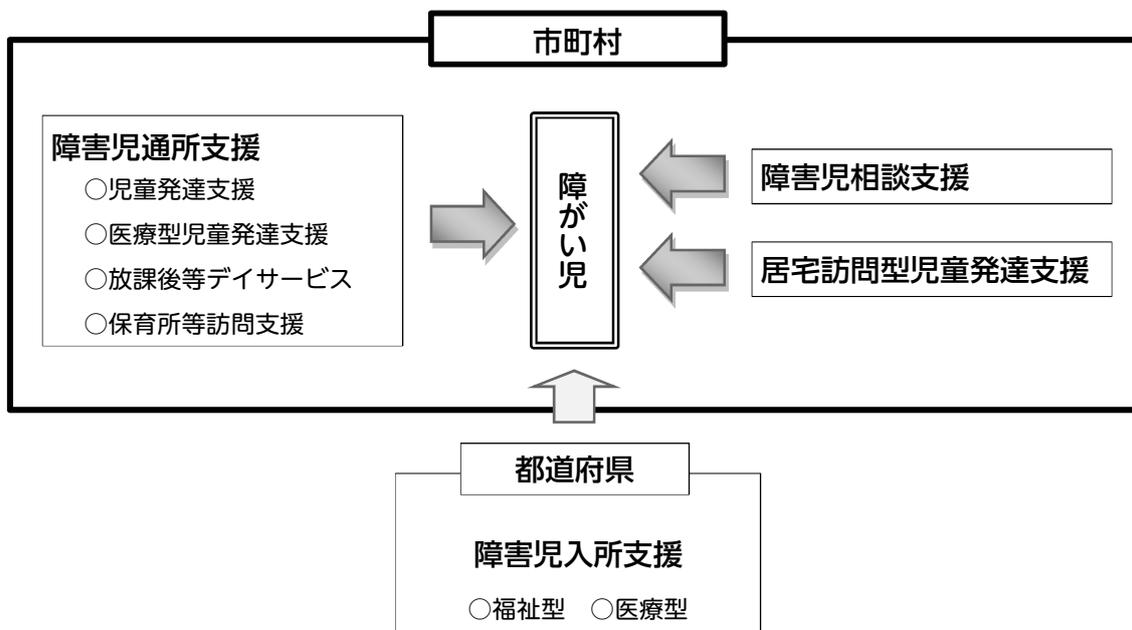
本市においては、自立支援協議会に専門部会を設置し協議の場とし、支援を進めます。



2 児童福祉法に基づくサービス見込量と確保方策

平成32年度の目標値の実現に向けて、児童福祉法に基づくサービスの見込量は利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しながら、平成30年度から平成32年度までの年度ごとに見込量を設定し、その確保に努めます。

■障害児福祉のサービス体系図



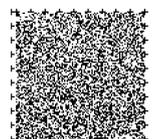
(1) 事業内容

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対し、児童発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての児童に障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために、外出することが困難な重度の障がいのある児童に、居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

(2) 平成 29 年度の達成状況

児童発達支援のサービス利用者数は、見込にはわずかに及ばないものの、ほぼ見込通りとなっており、放課後等デイサービスは平成 28 年度に 3 か所、平成 29 年度に 2 か所新設されたこともあり、見込を大きく上回っています。

障害児相談支援についても見込みを上回っており、児童福祉法に基づくサービスの利用増加に伴い、増加傾向にあります。





■サービス実績値

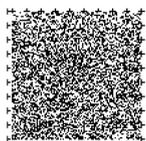
サービス名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用者数/年	見込量	125	130	135
		実績値	100	127	131
放課後等 デイサービス	利用者数/年	見込量	63	70	77
		実績値	75	103	126
保育所等訪問 支援	利用者数/年	見込量	10	15	20
		実績値	5	8	8
医療型児童発達 支援	利用者数/年	見込量	0	1	2
		実績値	0	0	0
障害児相談支援	利用者数/年	見込	226	242	256
		実績	254	287	315

※平成 29 年度実績は平成 29 年 10 月末時点

(3) 見込量と確保方策

■サービス見込量

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用者数/年	135	138	142
放課後等デイサービス	利用者数/年	146	166	186
保育所等訪問支援	利用者数/年	7	7	7
医療型児童発達支援	利用者数/年	0	0	0
障害児相談支援	利用者数/年	321	332	341
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/年	5	5	5



**【見込量の算出根拠】****●児童発達支援**

利用者数は平成24年度以降、年度ごとの増減はあるものの増加傾向にあることから、平成24年度から29年度の年増加率2.7%で見込みました。

●放課後等デイサービス

利用者は平成24年度以降急増しており、平成28、29年度の増加率は22.3%でした。近年整備が進んできたことと平成27年から平成29年までの利用者数を勘案し見込みました。

●保育所等訪問支援

利用実績は平成27年度以降でまだ少なく増減があるために、平成27年度から平成29年度の年平均利用者数で見込みました。

●医療型児童発達支援

これまでの実績がなく、今後も見込量はないと予想されます。

●障害児相談支援

利用者は平成24年度以降急増しており長期の年増加率は実態に合わないことから、平成30年から32年の障害福祉サービス受給者の増減を勘案し見込みました。

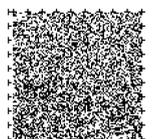
●居宅訪問型児童発達支援

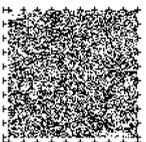
事業所アンケートで検討している事業所があることから見込みました。

【サービス量確保のための方策】

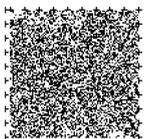
児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、障害児相談支援事業所との連携により、相談支援体制の充実を促進します。

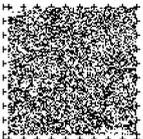
障がいのある児童が必要な支援を受けられることができるよう、教育・保育等の関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。また、見込量に対応した提供体制の確保に努めます。





第6章 計画推進のために

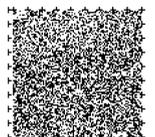
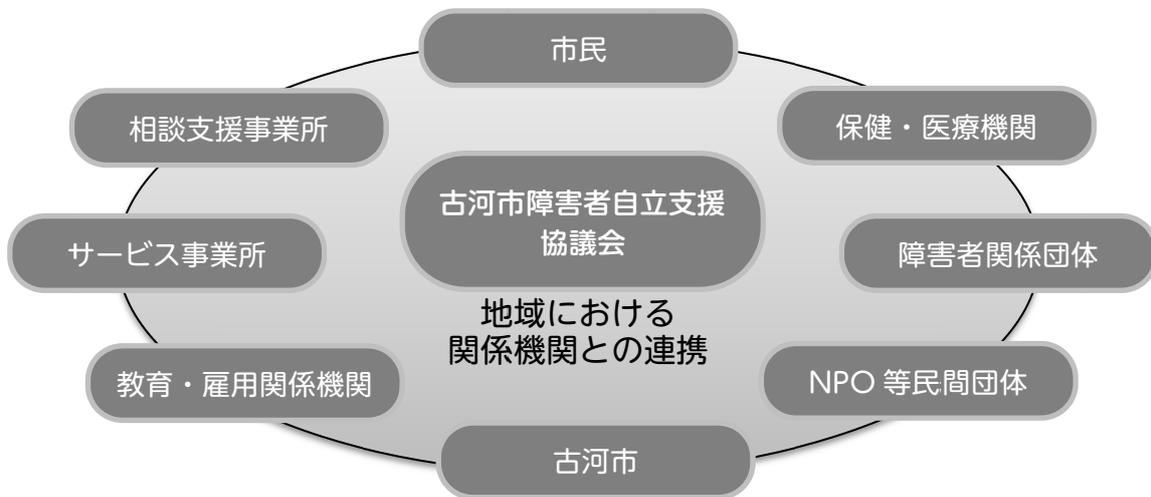




1 計画達成にむけた推進体制

計画を着実に進めていくために、年度ごとに障害福祉計画の達成状況を点検し、自立支援協議会を核として、障がいのある人を取り巻く国、県、民間事業所、NPO法人、各種団体、企業等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。また、自立支援協議会は、就労、障がい児、地域生活支援等、課題に応じた専門部会を設置し、計画の推進を図ります。

■関係主体と連携体制

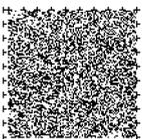
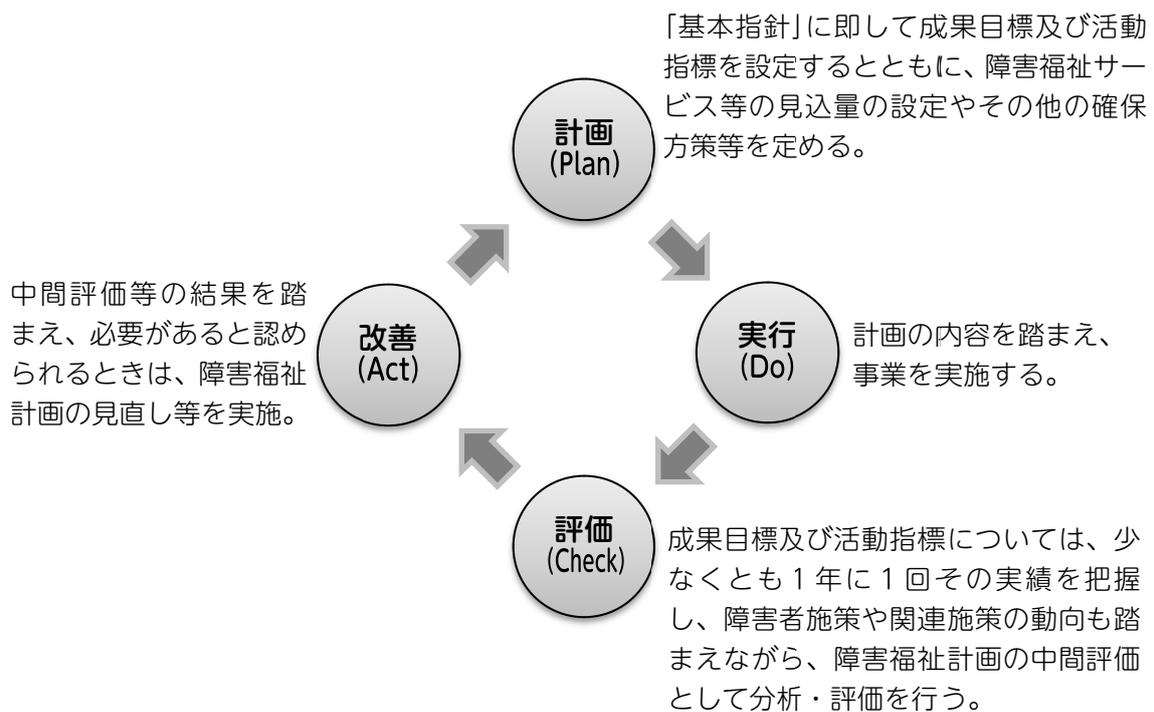




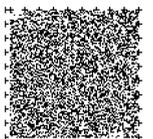
2 計画達成状況の点検・評価

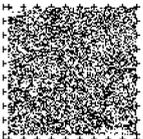
計画達成状況の点検・評価についてはPDCAサイクルを導入し、成果目標及び活動指標を少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

■障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス



資料編





1 障害者総合支援法 第 88 条

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

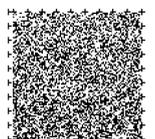
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

（以下省略）



2 児童福祉法第 33 条

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

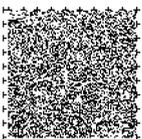
3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(以下省略)



3 古河市障害者自立支援協議会設置規則

平成 20 年 3 月 26 日 規則第 4 号
改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 39 号
平成 28 年 6 月 8 日規則第 49 号
平成 29 年 4 月 7 日規則第 29 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害者施策及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づく障害を理由とする差別を解消するための取組を円滑かつ適切に実施するため、古河市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害者基本計画及び障害福祉計画の進行管理、評価等に関すること。
- (2) 相談支援事業の運営に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (7) その他障害者施策に関すること。

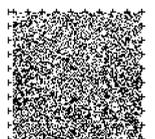
(組織)

第 3 条 協議会は、19 人以内の委員で組織し、次に掲げる団体又は機関の代表者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害関係相談員
- (2) 保健又は医療関係者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 相談支援事業者
- (5) 障害者関係団体
- (6) 教育機関関係者
- (7) 雇用機関関係者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、非常勤とする。

(任期)



第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、障害福祉主管課に置く。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第39号）

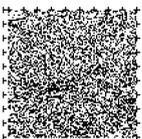
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

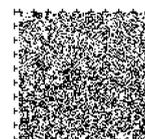
附 則（平成29年規則第29号）

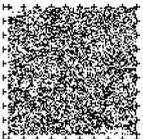
この規則は、公布の日から施行する。



4 古河市障害者自立支援協議会委員名簿

No	役職名	氏名	所属等
1	会長	今井輝勝	古河市身体障害者（児）福祉団体連合会
2		青木俊彦	古河市聴覚障害者協会
3		諏訪光英	古河視覚障害者協会
4		大高滋	古河市心身障害児（者）父母の会
5		秋山可奈子	古河地方家族会
6		阿久津佳子	障害者相談員
7		舘野スイ	障害者相談員
8	副会長	古見公子	障害者相談員
9		斉藤晴男	人権擁護委員 古河部会
10		蓮見公男	古河商工会議所
11		峰英雄	古河市商工会
12		鈴木源一	古河市工業会
13		永倉國秀	社会福祉法人パステル
14		長谷川大史	青嵐荘つくし園相談支援事業所
15		伊藤秀樹	古河公共職業安定所
16		柳田清隆	古河市教育委員会
17		海老原佳之	古河保健所
18		赤荻榮一	古河福祉の森診療所
19		福島正浩	古河市健康福祉部





第5期古河市障害福祉計画
第1期古河市障害児福祉計画

発 行 平成30年3月
企画・編集 古河市 健康福祉部 障がい福祉課
住 所 〒306-0221 茨城県古河市駒羽根1501番地
古河市総合福祉センター「健康の駅」内
T E L 0280-92-4919 F A X 0280-92-5544
U R L <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>

